

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

道人事委員会規則

○北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	9
○研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	11
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	12

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	13
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	13

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	13
---	----

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 2－48

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則 2－45）の一部を次のように改正する。

別表第 2 共通事項第11号中「振替等」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1205

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－29）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「警察署に勤務する職員が行う作業及び警察本部又は方面本部に勤務する」を削り、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項第 7 号」を「第 3 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「1 万1,760円」を「560円」に改め、同項第 2 号中「5,850円」を「280円」に改め、同項第 3 号中「高速道路交通警察隊に勤務する職員が」を削り、「1 万7,640円」を「840円（当該作業に従事した時間帯の全部又は一部が日没時から日出時までの間である場合にあっては、1,260円）」に改め、同項第 4 号中「1 万1,760円」を「560円（当該作業に従事した時間帯の全部又は一部が日没時から日出時までの間である場合にあっては、840円）」に改め、同項第 5 号中「1 万1,760円」を「560円」に改め、同項第 6 号中「6,440円」を「280円」に改め、同項第 7 号中「1 万1,760円」を「560円」に改め、同項第 8 号中「8,820円」を「420円」に改め、同項第 9 号を削り、同項第10号中「第 3 条第 1 項第 7 号」を「第 3 条第 1 項第 6 号」に、「7,140円」を「340円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 同一の日において、条例第 3 条第 1 項各号に掲げる作業のうち、2 以上の作業に従事した場合における作業手当の支給は、次に定めるところによる。

(1) 同一の日において従事した条例第 3 条第 1 項各号に掲げる作業に係る前項各号に定める額がいずれも同額である場合は、当該作業に係る作業手当のうちいずれか 1 の作業手当のみを支給する。

(2) 同一の日において従事した条例第 3 条第 1 項各号に掲げる作業に係る前項各号に定め

る額が異なることとなる場合は、当該額が最も高い作業に係る作業手当のみを支給する。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条の3第1項第2号に規定する人事委員会規則で定めるものは、検視官である職員が行う検視作業とする。

第5条の2第1項中「北海道警察」を「都道府県警察」に改める。

第5条の4中「第7条の4第1項第2号」を「第7条の3第1項第2号」に改める。

第6条中「第7条の6」を「第7条の5」に改める。

第6条の2中「第7条の7」を「第7条の6」に改める。

第6条の3中「第7条の8」を「第7条の7」に改める。

第6条の4第1項中「第7条の9第1項」を「第7条の8第1項」に改め、同条第2項中「第7条の9第2項」を「第7条の8第2項」に改める。

第6条の5を次のように改める。

（支給の調整）

第6条の5 警衛警護手当、海外犯罪情報収集作業手当又は銃器犯罪捜査従事手当の支給を受ける者が、これらの手当の支給を受けるべき業務に従事した日において作業手当の支給を受けるべき業務に従事した場合においては、同日に係る作業手当は支給しないものとする。ただし、この規定により支給されないこととなる作業手当の額（条例第3条第1項各号に掲げる作業に応じ、第3条第1項各号に定める額をいう。）が当該警衛警護手当、海外犯罪情報収集作業手当又は銃器犯罪捜査従事手当の額を超えるときは、作業手当を支給し、警衛警護手当、海外犯罪情報収集作業手当又は銃器犯罪捜査従事手当は支給しないものとする。

別記様式その1中「その1」を削り、同様式備考1中「（作業手当を除く。）」を削り、同様式備考2中「第7条の4第1項」を「第7条の3第1項」に改め、「規則」の次に「第3条第1項及び」を加え、同様式備考3中「第7条の4第3項」を「第7条の3第3項」に、「第4条」を「第4条第2項」に改め、同様式その2の1及びその2の2を削る。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている特殊勤務手当実績簿（別記様式その1に限る。）の用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1206

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－85）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

船 員 食 卓 料			
種 類	所 属 船 舶 船 員	第1区及び定係港内	第2区、第3区及び第4区
第1種	水産林務部水産局漁業管理課に所属する漁業取締船の船員等	1,082円	別に定める。
	実習船管理局に所属する水産実習船の船員等		
第2種	警察署に所属する警備艇の船員等	664円 （定係港内巡視に係る場合には、222円）	

備考 第1種適用者の「第1区及び定係港内」に係る船員食卓料については、食料積込料等附帯費として、船員食卓料定額に70円を加算する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1207

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－180）の一部を次のように改正する。

第3条中「支庁、土木現業所」を「総合振興局、振興局」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1208

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道保健福祉部医務業務課の項中「北海道保健福祉部医務業務課」を「北海道保健福祉部医療政策局医療業務課」に改め、同表保健福祉事務所の項中「保健福祉事務所」を「総合振興局及び振興局の保健環境部」に改め、同表肢体不自由児総合療育センターの項中「看護師長」の次に「、副看護師長」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1209

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「北海道人事委員会規則13-42」の次に「。以下「道職員勤務時間等規則」という。」を、「北海道人事委員会規則13-43」の次に「。以下「学校職員勤務時間等規則」という。」を、「含む」の次に「。以下学校職員勤務時間等規則の規定について規定する場合において同じ」を加える。

第15条第1項中「場合」の次に「及び道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項又は警察職員給与条例第16条第4項の規定によりこれらの規定に規定する割振り変更前の勤務時間を超える時間に係る時間外勤務手当を支給する場合」を加え、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を「時間外勤務等命令簿（週外振替整理簿）」に改め、同条第2項中「前項の」を「道職員給与条例第14条、学校職員給与条例第14条又は警察職員給与条例第16条の規定の適用がある」に改め、「その」及び「実際に勤務した時間及び」を削り、「支給額」を「算出の基礎となる事項、支給額等」に、「時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当整理簿」を「時間外勤務手当等整理簿」に改め、同項後段を削る。

第16条の3中「第15条第1項」の次に「若しくは第23条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第10条第3項」を、「第15条第2項」の次に「若しくは第23条第4項又は任期付職員条例第10条

第4項」を、「第15条第3項」の次に「若しくは第23条第5項又は任期付職員条例第10条第5項」を加える。

第16条の4第1号中「再任用短時間勤務職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）及び」を「再任用短時間勤務職員、」に、「育児短時間勤務職員等（以下この条において「育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、育児休業条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員及び任期付職員条例第8条第1項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（60時間超過時間から除く勤務の時間）

第16条の5 道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項及び警察職員給与条例第16条第4項に規定する週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（道職員勤務時間等条例第9条第1項及び学校職員勤務時間等条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）外に勤務した月においてその期間の全部を道職員勤務時間等条例第3条第1項又は学校職員勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（道職員勤務時間等規則第3条第2項及び学校職員勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（道職員勤務時間等条例第3条第1項及び学校職員勤務時間等条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

- (2) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を道職員勤務時間等条例第4条第1項若しくは第8条第2項又は学校職員勤務時間等条例第5条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（道職員勤務時間等条例第4条若しくは第8条又は学校職員勤務時間等条例第5条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の前週休日から、当該前週休日から数えて4番目の前週休日までの間の前週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の前週休日から、当該前週休日から数えて5番目の前週休日までの間の前週休日

イ 当該月における週休日の振替（道職員勤務時間等規則第3条第2項及び学校職員勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

（ア）当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の前週休日から、当該前週休日から数えて4番目の前週休日までの間の前週休日

（イ）当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の前週休日から、当該前週休日から数えて5番目の前週休日までの間の前週休日

（3）前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

2 道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項及び警察職員給与条例第16条第4項に規定する割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間のうち人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる時間とする。

（1）前条第1号に掲げる時間

（2）再任用短時間勤務職員等が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間のうち、1週間の勤務時間が38時間45分を超えないこととなった場合における当該勤務の時間

（3）再任用短時間勤務職員等が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間のうち、1週間の勤務時間が38時間45分を超えることとなった場合における前条第2号及び第3号に掲げる時間

（時間外勤務代休時間を指定された場合に支給することを要しない時間外勤務手当）

第16条の6 道職員給与条例第14条第5項、学校職員給与条例第14条第5項及び警察職員給与条例第16条第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

第17条第1項中「年末年始の休日等」の次に「、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項若しくは学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間（これらの規定に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された日」を加える。

第19条の前に見出しとして「（時間外勤務手当等の支給方法等）」を付し、同条中「支給日まで」を「支給日」に、「できる」を「できるものとし、職員が退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員が道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第20条中「前8条」を「第15条から前条まで」に、「の支給方法については、給料の支給方法に準ずる」を「に関し必要な事項は、人事委員会が定める」に改める。

第22条の2第1項中「、学校職員給与条例第18条及び警察職員給与条例第21条」を削り、「次に掲げる」を「北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第14条、第14条の3から第14条の5まで、第25条、第27条及び第29条に規定する」に改め、同項各号を削り、同条第2項第3号中「、学校職員給与条例第18条及び警察職員給与条例第21条」を削る。

第29条の8第1項第1号中「100分の86以上100分の145以下」を「100分の82.5以上100分の140以下」に、「6月に支給する場合においては100分の111以上100分の185以下、12月に支給する場合においては100分の117以上100分の195以下」を「100分の107.5以上100分の180以下」に改め、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86未満」を「100分の75.5以上100分の82.5未満」に、「6月に支給する場合においては100分の101以上100分の111未満、12月に支給する場合においては100分の106.5以上100分の117未満」を「100分の98以上100分の107.5未満」に改め、同項第3号中「100分の71」を「100分の68.5」に、「6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の96」を「100分の88.5」に改め、同項第4号中「100分の71未満」を「100分の68.5未満」に、「6月に支給する場合においては100分の91未満、12月に支給する場合においては100分の96未満」を「100分の88.5未満」に改める。

第29条の8の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40超（特定幹部職員にあつては、100分の50超）」を削り、同項第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」を削り、同項第3号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40未満（特定幹部職員にあつては、100分の50未満）」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第15条関係）

時間外勤務等命令簿（週外振替整理簿）

実施年月		年 月		所属					表・級・号俸 (異動・月日)		職 級		号俸 号俸		氏名											
日 (曜日)	所属長		直接監督責任者印	勤務の内容	命令時間	時間外勤務											週外振替		累 計	時間外勤務代休 時間の勤務			休日 勤務	夜間 勤務		
	命令印	確認印				100	125	135	150					160	175					25	50	+50 (25)	+25 (25)	+15 (15)	135	25
						60 h 前	+50 (100)	+25 (125)	+15 (135)	+50 (125)	+25 (150)	+15 (160)														
1 ()					時 分から 時 分まで																					
2 ()					時 分から 時 分まで																					
3 ()					時 分から 時 分まで																					
4 ()					時 分から 時 分まで																					
5 ()					時 分から 時 分まで																					
6 ()					時 分から 時 分まで																					
7 ()					時 分から 時 分まで																					
8 ()					時 分から 時 分まで																					
9 ()					時 分から 時 分まで																					
10 ()					時 分から 時 分まで																					
11 ()					時 分から 時 分まで																					
12 ()					時 分から 時 分まで																					
13 ()					時 分から 時 分まで																					
14 ()					時 分から 時 分まで																					
15 ()					時 分から 時 分まで																					
16 ()					時 分から 時 分まで																					

[illegible]

	+50	+25	+15

→

	+50	+25	+15

備考

1 所属の長は、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（第17条に定める日の勤務を含む。以下同じ。）及び夜間勤務（以下「時間外勤務等」という。）を命ずるときは、勤務の内容及び勤務を命じた時間を、それぞれ命令簿

の該当欄に記入の上、「命令印」欄に押印するものとする。

2 時間外勤務等の欄には、時間外勤務等を命ぜられた職員の直接の監督の責にある者が、その職員の実際に勤務した時間数を時間外勤務及び時間外勤務代休時間の勤務（その勤務に対応した支給割合の欄）、休日勤務並びに夜間勤務の欄にそれぞれ記入し、その記入事項について所属の長の確認を受けるものとする。

3 「週外振替」欄には、週休日の振替等により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間（時間外勤務手当を支給することとなる時間に限る。）について、毎土曜日ごとに整理するものとする。なお、この場合には、所属の長の命令印・確認印は不要とし、職員の直接の監督の責にある者が確認印を押印するものとする。

4 「累計」欄には、月60時間の積算の対象となる時間外勤務の時間及び週休日の振替等による勤務時間の増加分の時間の累計を記入するものとする。

別記第4号様式（第15条関係）

（ 年 月分）

時間外勤務手当等整理簿

所属の長の 確認の印		直接監督者 (責任者)の印		
---------------	--	------------------	--	--

級 号俸	氏名	基準の額			時間外勤務手当								休日勤務手当		夜間勤務手当		支給額		
		(A) 1 時間当たりの給与額	(B)百分率	(A)×(B)	時間	計算額	引上分 代休分	時間	分	時間	分	時間	計算額	時間	計算額				
								60時間超	代休可能										
級 号俸 (円)		円	25	円		円	+50								円		円	円	
			50				+25												
			100				+15												
			125				計												
			135							代休指定									
			150				+50												
			160				+25												
			175				+15												
			小計					計											
						加減額													
			計																

級 号俸 (円)		円	25	円		円	+50							円		円	円	
			50				+25											
			100				+15											
			125				計											
			135							代休指定								
			150				+50											
			160				+25											
			175				+15											
			小計				計											
					加減額													
				計														

備考

1 級号俸欄の記入に当たり、再任用職員については、その者の受ける給料月額を括弧内に記入すること。

2 時間欄には、時間外勤務等命令簿における実際に勤務したそれぞれの時間数（1時間未満の端数があるときは、第18条により計算した時間数）を記入すること。また、週休日の振替等により割

振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間について時間外勤務手当を支給することとなる場合は、当該時間数を記入すること。

3 時間外勤務手当等の計算額欄には、それぞれの率に応じた時間数に対する手当の額を記入し、その小計を記入すること。

4 支給額欄には、時間外勤務手当等の小計（計）欄の額の合計額を記入すること。

5 小計の加減額欄には、時間外勤務代休時間に勤務した場合に支給することとなり、及び時間外勤務代休時間が指定された場合に支給しないこととなる手当額を記入すること。

6 給与期間内に 1 時間当たりの給与額に異動があったときは、同一人について複数欄を使用し、それぞれ当該給与額の異なる部分について計算したものを記入すること。ただし、支給額は、当該給与期間内の分の合計を記入すること。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1210

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則 7－404）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「環境科学研究センター、衛生研究所、地質研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、林産試験場、林業試験場、北方建築総合研究所」を「衛生研究所」に改める。

第 6 条中「、保健福祉事務所」を削り、「診療所」の次に「、保健所」を加える。

第 7 条第 2 号中「保健福祉事務所、食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所」を「保健所、家畜保健衛生所又は食肉衛生検査所」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1211

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 2 級の項中「高度」を「特に高度」に改め、同表 3 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第 9 項中「課長又は困難な業務を処理する」を削り、同表 4 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第 9 項中「困難な業務を処理する課長又は特に」を「課長又は」に

改め、同表 5 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第 9 項中「特に」を「相当」に、「極めて」を「特に」に改め、同表 6 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第 9 項中「極めて」を削り、同表 7 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第 5 項を削り、第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同欄第 10 項中「極めて」を「特に」に改め、同項を同欄第 9 項とし、同表 8 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁の副支庁長」を「総合振興局又は振興局の副局長」に改め、同欄第 3 項中「教育庁の」の次に「局長又は」を加え、同欄第 5 項を削り、第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同欄第 10 項中「長」の次に「又は極めて困難な業務を処理する課長」を加え、同項を同欄第 9 項とし、同表 9 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「支庁の長」を「総合振興局又は振興局の局長」に、「副支庁長」を「副局長」に改め、同欄第 3 項中「教育次長」の次に「又は困難な業務を処理する局長」を加える。

別表第 1 イの表 5 級の項標準的な職務の欄第 2 項中「課長」の次に「又は統括官」を加え、同表 6 級の項標準的な職務の欄第 3 項中「課長」の次に「若しくは統括官」を加え、同表 7 級の項標準的な職務の欄第 1 項中「又は困難」を「、困難」に改め、「調査官」の次に「又は特に困難な業務を処理する統括官」を加え、同欄第 2 項中「又は調査官」を「若しくは調査官又は特に困難な業務を処理する統括官」に改め、同欄第 3 項中「又は困難」を「、困難」に改め、「次長」の次に「又は特に困難な業務を処理する課長若しくは統括官」を加える。

別表第 1 ウの表 2 級の項標準的な職務の欄第 1 項を削り、第 2 項の項番号を削り、同表 3 級の項標準的な職務の欄第 1 項中「相当困難な業務を処理する 1 等航海士等」を「1 等航海士、1 等機関士又は通信長（以下「1 等航海士等」という。）」に改め、同表 4 級の項標準的な職務の欄第 1 項中「相当困難な業務を処理する」を削る。

別表第 1 カの表 5 級の項標準的な職務の欄第 1 項中「試験場又は」を削る。

別表第 1 キの表 3 級の項標準的な職務の欄第 1 項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は保健福祉事務所の部長」を削り、同欄第 3 項を第 4 項とし、同欄第 2 項中「高度の知識経験に基づき」を削り、同項を同欄第 3 項とし、同欄第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 総合振興局又は振興局の室長の職務

別表第 1 キの表 4 級の項標準的な職務の欄第 1 項を次のように改める。

1 病院又は診療所の困難な業務を処理する長の職務 別表第1キの表4級の項標準的な職務の欄中第2項を第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。 2 総合振興局又は振興局の困難な業務を処理する室長の職務 別表第1クの表1級の項標準的な職務の欄第1項中「又は診療エックス線技師」を削り、同表2級の項標準的な職務の欄第3項中「相当」及び「又は診療エックス線技師」を削り、同欄第4項から第7項までの規定中「相当」を削り、同表3級の項標準的な職務の欄第1項中「又は保健福祉事務所の係長」を「の科長」に改め、同表4級の項標準的な職務の欄第1項中「相当」を削り、「係長」を「科長」に改め、同欄第2項中「保健福祉事務所」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄中第3項を第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。 3 家畜保健衛生所の課長の職務 別表第1クの表5級の項標準的な職務の欄第1項中「又は」の次に「特に」を加え、「係長」を「科長」に改め、同欄第2項中「保健福祉事務所」を「総合振興局又は振興局」に改め、同欄第3項中「次長」を「相当困難な業務を処理する課長」に改め、同表6級の項標準的な職務の欄第2項中「保健福祉事務所」を「総合振興局又は振興局」に改め、「課長」の次に「又は極めて困難な業務を処理する係長」を加え、同欄第3項中「長又は」を「次長又は特に」に、「次長」を「課長」に改め、同表7級の項中「高度の知識経験に基づき」を「長又は」に、「長」を「次長」に改める。 別表第1ケの表2級の項標準的な職務の欄第3項中「高度の知識又は経験を必要とする」を「困難な」に改め、同表3級の項標準的な職務の欄第1項中「病院の」を「相当困難な業務を処理する」に改め、同欄第2項中「病院の相当」を削り、同欄第3項及び第4項中「高度の知識又は経験を必要とする」を「困難な」に改め、同表4級の項標準的な職務の欄第1項中「病院の」の次に「副総看護師長又は」を加え、同欄第2項及び第3項中「病院の」を削り、同表5級の項標準的な職務の欄第1項中「副院長」の次に「、相当困難な業務を処理する副総看護師長又は困難な業務を処理する看護師長」を加え、同欄中第2項を削り、同欄第3項中「病院の特に」を「極めて」に改め、「主任看護師等」の次に「又は主任准看護師」を加え、同項を同欄第2項とし、同欄第4項を削り、同表6級の項標準的な職務の欄第1項中「相当」を削り、「副院長」の次に「又は特に困難な業務を処理する副総看護師長」を加える。 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。	平成22年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7-1212 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第1条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。 別記様式その6の1備考3の事項中「第10条第10項」を「第10条第7項」に、「第23条第10項」を「第23条第7項」に改める。 （通勤手当に関する規則の一部改正） 第2条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。 第8条第5項中「第15条第1項」の次に「若しくは第23条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第10条第3項」を、「第15条第2項」の次に「若しくは第23条第4項又は任期付職員条例第10条第4項」を、「第15条第3項」の次に「若しくは第23条第5項又は任期付職員条例第10条第5項」を加える。 （北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正） 第3条 北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。 第7条を削る。 （一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正） 第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則19-0）の一部を次のように改正する。 第11条を削り、第12条を第11条とする。 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則12-12 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則
---	---

研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則12－8）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「試験研究機関等」を「研究機関等」に改め、同条第2項中「大学教員等」を「研究職員」に改める。

第3条第1項第5号中「試験研究機関等」を「研究機関等」に改める。

別表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを削り、第11号を第2号とし、同表第12号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同表第3号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－71

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項において」を「以下」に改める。

第5条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

第5条の11中「第5条の2」を「第5条の3」に改め、同条を第5条の12とする。

第5条の10中「第5条の3、第5条の4」を「第5条の4、第5条の5」に、「第5条の6、第5条の7」を「第5条の7、第5条の8」に、「第5条の8」を「第5条の9」に、「第5条の4第1項第1号、第5条の7第1項第1号」を「第5条の5第1項第1号、第5条の8第1項第1号」に、「第5条の4第1項第2号、第5条の7第1項第2号」を「第5条の5第1項第2号、第5条の8第1項第2号」に改め、同条を第5条の11とする。

第5条の9第1項第3号中「第9条の3第2項」を「第9条の4第2項」に改め、同条を第5条の10とする。

第5条の8第1項から第3項までの規定中「第9条の3第2項」を「第9条の4第2項」に改め、同条を第5条の9とする。

第5条の7第1項第3号中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の8とする。

第5条の6第2項中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の7とする。

第5条の5中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の6とする。

第5条の4第1項第3号中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改め、同条を第5条の5とする。

第5条の3第2項中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改め、同条を第5条の4とする。

第5条の2第1項中「第9条の2第1項各号列記以外の部分」を「第9条の3第1項各号列記以外の部分」に改め、同条第2項中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の3第1項第2号」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第5条の2 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第14条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第14条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第16条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第9条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第16条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 道職員給与条例第14条第1項第1号、学校職員給与条例第14条第1項第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第16条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条第1項若しくは第23条第3項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第10条第3項の規定により読み替えられた道職員給与条

例第14条第1項ただし書若しくは道職員給与条例第14条第2項、育児休業条例第15条第2項若しくは第23条第4項若しくは任期付職員条例第10条第4項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第14条第1項ただし書若しくは学校職員給与条例第14条第2項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は育児休業条例第15条第3項若しくは第23条第5項若しくは任期付職員条例第10条第5項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第16条第1項ただし書若しくは警察職員給与条例第16条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 道職員給与条例第14条第1項第2号、学校職員給与条例第14条第1項第2号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第16条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第16条第4項に規定する割振り変更前の勤務時間を超える時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第9条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第9条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第6条第1項中「（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（休日）」を「（条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第22条中「及び」を「、第5条の2第1項及び第3項並びに」に改め、「休息時間」の次

に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－72

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項において」を「以下」に改める。

第5条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

第5条の11中「第5条の2」を「第5条の3」に改め、同条を第5条の12とする。

第5条の10中「第5条の3、第5条の4」を「第5条の4、第5条の5」に、「第5条の6、第5条の7」を「第5条の7、第5条の8」に、「第5条の8」を「第5条の9」に、「第5条の4第1項第1号、第5条の7第1項第1号」を「第5条の5第1項第1号、第5条の8第1項第1号」に、「第5条の4第1項第2号、第5条の7第1項第2号」を「第5条の5第1項第2号、第5条の8第1項第2号」に改め、同条を第5条の11とする。

第5条の9第1項第3号中「第9条の3第2項」を「第9条の4第2項」に改め、同条を第5条の10とする。

第5条の8第1項から第3項までの規定中「第9条の3第2項」を「第9条の4第2項」に改め、同条を第5条の9とする。

第5条の7第1項第3号中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の8とする。

第5条の6第2項中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の7とする。

第5条の5中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同条を第5条の6とする。

第5条の4第1項第3号中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改め、同条を第5条の5とする。

第5条の3第2項中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改め、同条を第5条の4とする。

第5条の2第1項中「第9条の2第1項各号列記以外の部分」を「第9条の3第1項各号列記以外の部分」に改め、同条第2項中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の3第1項

第2号」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第5条の2 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第14条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 教育委員会は、条例第9条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における学校職員給与条例第14条第4項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は道職員給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 学校職員給与条例第14条第1項第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は道職員給与条例第14条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条第2項若しくは第23条第4項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第10条第4項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第14条第1項ただし書若しくは学校職員給与条例第14条第2項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は育児休業条例第15条第1項若しくは第23条第3項若しくは任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えられた道職員給与条例第14条第1項ただし書若しくは道職員給与条例第14条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 学校職員給与条例第14条第1項第2号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項にお

いて準用する場合を含む。）又は道職員給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 学校職員給与条例第14条第4項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は道職員給与条例第14条第4項に規定する割振り変更前の勤務時間を超える時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 教育委員会は、条例第9条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、教育委員会が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 教育委員会は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 教育委員会は、条例第9条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第6条第1項中「（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（休日）」を「（条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第22条中「及び」を「、第5条の2第1項及び第3項並びに」に改め、「休息時間」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－16

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の

一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。 別表第1（第2条関係） - 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成9年6月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。） - 財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（平成6年6月1日に財団法人新千歳空港周辺環境整備財団という名称で設立された法人をいう。） - 財団法人ダム技術センター（昭和57年9月24日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。） - 財団法人北海道科学技術総合振興センター（昭和63年6月2日に財団法人北海道地域技術振興センターという名称で設立された法人をいう。） - 財団法人北海道建設技術センター（平成5年5月12日に財団法人北海道建設技術センターという名称で設立された法人をいう。） - 財団法人北海道公立学校教職員互助会（昭和51年10月25日に財団法人北海道公立学校教職員互助会という名称で設立された法人をいう。） - 社会福祉法人北海道社会事業協会 - 社団法人釧路市医師会（昭和23年2月9日に社団法人釧路市医師会という名称で設立された法人をいう。） - 社団法人北海道観光振興機構（昭和37年9月27日に社団法人北海道観光連盟という名称で設立された法人をいう。） - 社団法人北海道軽種馬振興公社（昭和51年7月5日に社団法人北海道軽種馬振興公社という名称で設立された法人をいう。） - 社団法人北方圏センター（昭和47年1月28日に社団法人北方圏センターという名称で設立された法人をいう。） - 地方公共団体金融機構 - 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 - 北海道厚生農業協同組合連合会 - 北海道公立大学法人札幌医科大学 - 北海道土地開発公社 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。	庁 中 一 般 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成22年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第11条第1項中「者」の次に「（法令の規定に基づき委任を受けた者を含む。第14条において同じ。）」を加える。 第14条を次のように改める。 （公印の押印） 第14条 施行文書については、次に掲げるものを除き、公印を押さないものとする。 - 法令の規定により公印を押さなければならないもの - 権限を有する者がその権限を行使するために施行するもの - 不服申立てに関するもの - その他公印を押すべき特別な事情があるもの 附 則 この訓令は、平成22年3月31日から施行する。 北海道人事委員会訓令第3号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成22年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 別表第3課長の共通専決事項第7項中「振替等」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。 附 則 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
道 人 事 委 員 会 訓 令	道 人 事 委 員 会 告 示
北海道人事委員会訓令第2号	北海道人事委員会告示第6号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 本庁の総合政策部科学IT振興局総合研究機構運営支援室に勤務し試験研究業務又は調査研究業務に従事する職員

第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3項第1号中「行政改革局」を「大学法人運営支援室」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 本庁の環境生活部に勤務する薬剤師又は獣医師である職員

(3) 本庁の保健福祉部に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、歯科衛生士又は臨床検査技師である職員

第3項第4号中「本庁農政部」を「本庁の農政部食の安全推進局」に改め、同項第5号中「支庁地域振興部」を「総合振興局又は振興局の保健環境部」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第4項第1号中「及び支庁」を「、総合振興局又は振興局」に改める。
